

保険薬局
管理薬剤師 各位

市立御前崎総合病院
薬剤科長 松下 一也

「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコール」の運用について

平素より当院の処方せんに応需いただき有難うございます。薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えています。一方で、調剤上の典型的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者さん・薬局薬剤師・処方医師それぞれにご負担をおかけしている場合もあるかと存じます。

そこで当院では、平成22年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコール」の運用を開始いたしました。

本プロトコールを適正に運用するため、参画にあたり、プロトコールの趣旨や各項目の詳細について当院担当薬剤師からの説明をお聞きいただいた上、合意書にご署名をいただくことを必須条件としております。本取組みへの参画をご希望される応需薬局は、当院薬剤科（電話0537-86-8511 内線4200 薬剤科松下）までご連絡ください。